

5. 配慮書における調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法は、表5-1に示すとおりです。

調査は、既存資料に基づき表5-1の「検討対象」の位置・分布を把握し、図 5-1に調査の結果として記載しました。

複数案のルート設定にあたっては、解決すべき課題から求められる政策目標の達成度について、経済面、社会面、環境面等を総合的に比較検討し、表5-2及び図 5-1に示すルートを選定しました。

案毎に選定された環境要素の影響の程度は表5-3に示すとおりで、道路整備を行う場合に最も気をつけることが重要であると住民が考えている大気質、騒音及び超低周波音等については、ルート1（市街地北部ルート）の方がルート2（市街地通過ルート）よりも影響を与える可能性が少ないと評価しました。また、植物についてはルート1に、動物、重要な史跡等についてはルート1とルート2のルート帯に含まれ、環境に影響を与える可能性があると評価しました。

そこで、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階では、できる限り動物の重要な種の生息地等や植物の重要な種・群落の生育地等、重要な文化財等を避けて計画します。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、配慮書以降の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討することとしました。

表5-1 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

評価項目	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
大気質	市街地・集落等 ^{※1}	既存資料	DID 地区 ^{※7} と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
騒音及び超低周波音				
動物	重要な種の生息地等 ・重要な動物種の生息地 ^{※2}	既存資料	重要な種の生息地等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
植物	重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物種 ^{※3} ・天然記念物 ^{※4}	既存資料	重要な種・群落の生育地等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
生態系	自然公園等 ^{※5}	既存資料	自然公園等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較

(参考) 関連する調査項目

重要な史跡	重要な文化財等 ^{※6}	既存資料	重要な文化財等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
-------	-----------------------	------	----------------------	--------------------------

注) 集落・市街地等や重要な種の生息地等は図 5-1に示す。

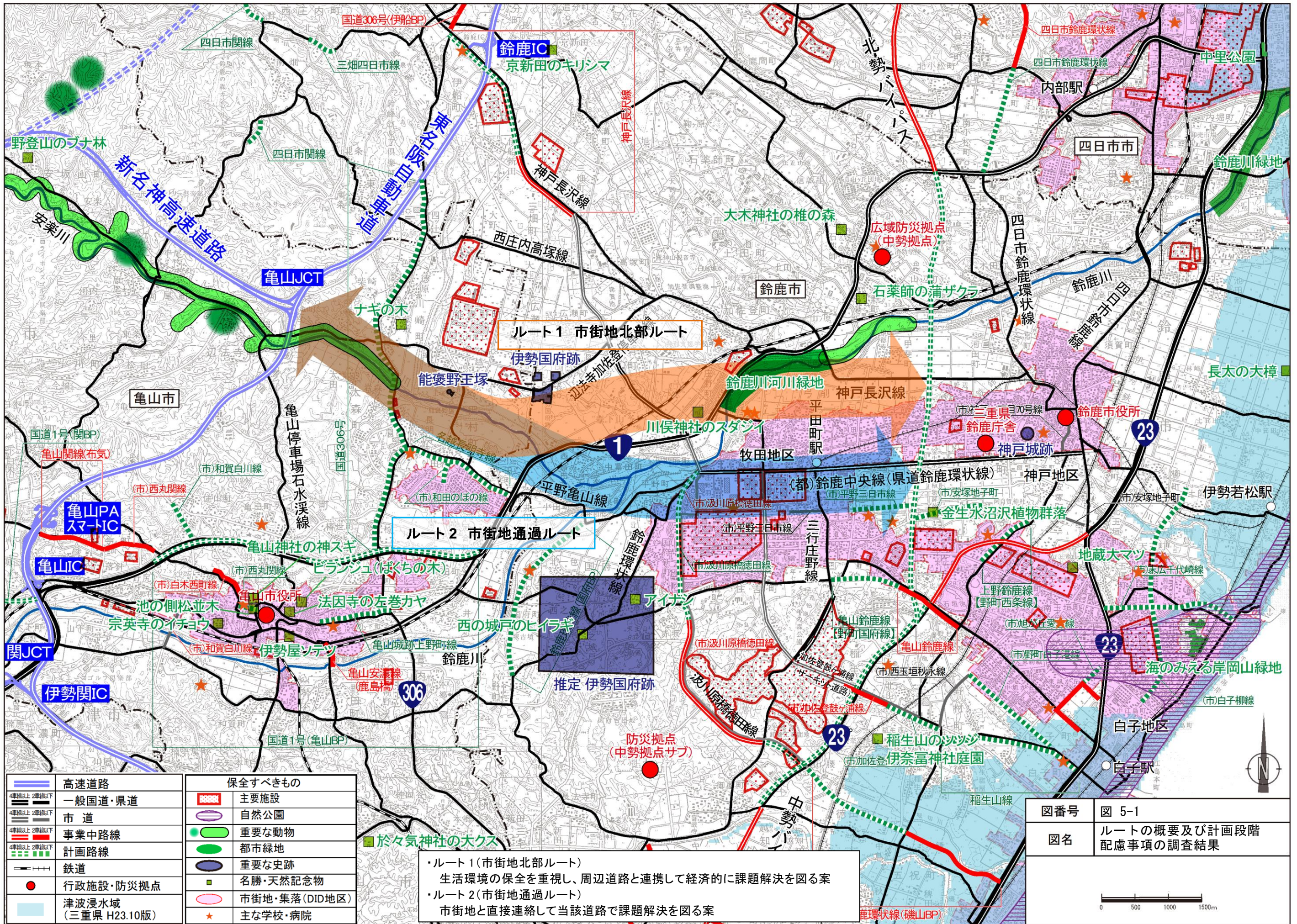
- ※1) 集落・市街地、主要企業、工業団地、大規模集客施設の既存資料：平成 22 年度国勢調査（総務省）、縮尺 1/25,000 都市計画図（平成 24 年）からの読み取り、北勢工場適地概要図、学校名簿（平成 24 年）、病院台帳（平成 25 年）
- ※2) 重要な種の生息地等の既存資料：第 2 回自然環境保全基礎調査（三重県動植物分布図）（昭和 56 年）、三重県自然環境保全調査書 付属Ⅲ（三重県内の貴重な野生動物の生息地）（昭和 51 年）
- ※3) 重要な植物種の既存資料：鈴鹿市の自然（平成 20 年）、亀山市の自然（平成 22 年）
- ※4) 天然記念物の既存資料：指定文化財一覧表（亀山市）（平成 25 年）、教育便覧 2012《教育すずか》（平成 24 年）
- ※5) 自然公園の既存資料：平成 24 年版環境白書（三重県）（平成 24 年）
- ※6) 重要な埋蔵文化財の既存資料：亀山市遺跡地図（平成 21 年）、鈴鹿市内遺跡・文化財分布地図（平成 25 年）、鈴鹿市考古博物館年報（第 5 号、平成 14 年度版）
- ※7) 人口集中地区。国勢調査の基本単位区を基礎単位とし、市区町村の境域内で人口密度の高い地域。

表5-2 ルートの概要

複数案		ルートの概要
ルート 1	市街地北部ルート	生活環境の保全を重視し、周辺道路と連携して経済的に課題解決を図る案
ルート 2	市街地通過ルート	市街地と直接連絡して当該道路で課題解決を図る案

表5-3 案ごとに選定された環境要素の影響の程度

環境要素	ルート1 (市街地北部ルート)	ルート2 (市街地通過ルート)
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルートは、市街地・集落 (DID 地区) を概ね回避するものと予測する。 ・大気質に影響を与える可能性はあるが、ルート2よりも小さいと評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルートは、市街地・集落 (DID 地区) を通過するものと予測する。 ・大気質に影響を与える可能性があると評価する。
騒音及び超低周波音	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルートは、市街地・集落 (DID 地区) を概ね回避するものと予測する。 ・騒音及び超低周波音に影響を与える可能性はあるが、ルート2よりも小さいと評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルートは、市街地・集落 (DID 地区) を通過するものと予測する。 ・騒音及び超低周波音に影響を与える可能性があると評価する。
動物	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルートは、天然記念物や重要な動物の生息地のうち、鈴鹿川を通過し、安楽川を通過するものと予測する。 ・動物に影響を与える可能性があると評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルートは、天然記念物や重要な動物の生息地のうち、鈴鹿川を通過し、安楽川を通過するものと予測する。 ・動物に影響を与える可能性があると評価する。
植物	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルートは、名勝、重要な植物群落を概ね回避するものの、天然記念物を通過するものと予測する。 ・植物に影響を与える可能性があると評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルートは、名勝、天然記念物や重要な植物群落を概ね回避するものと予測する。 ・植物に影響を与える可能性はあるがルート1よりも小さいと評価する。
生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルートは、自然公園等を概ね回避するものと予測する。 ・生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルートは、自然公園等を概ね回避するものと予測する。 ・生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。
(参考) 関連する調査項目		
重要な史跡	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルートは、重要な史跡がルート帯に含まれるものと予測する。 ・重要な史跡に影響を与える可能性があると評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本ルートは、重要な史跡がルート帯に含まれるものと予測する。 ・重要な史跡に影響を与える可能性があると評価する。



	高速道路		保全すべきもの
	一般国道・県道		主要施設
	市道		自然公園
	事業中路線		重要な動物
	計画路線		都市緑地
	鉄道		重要な史跡
	行政施設・防災拠点		名勝・天然記念物
	津波浸水域 (三重県 H23.10版)		市街地・集落(DID地区)
			主な学校・病院

・ルート1(市街地北部ルート)
 生活環境の保全を重視し、周辺道路と連携して経済的に課題解決を図る案
 ・ルート2(市街地通過ルート)
 市街地と直接連絡して当該道路で課題解決を図る案

図番号	図 5-1
図名	ルートの概要及び計画段階 配慮事項の調査結果



6. 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解は、表6-1に示すとおりです。

表6-1(1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
対象事業実施区域の設定	<p>今後の詳細なルート・構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる以下の①～⑧の区域について、事業の影響を回避又は極力低減すること。特に、以下の①～③の区域は、環境保全の観点から法令等により指定された地域若しくは対象又は環境保全上の配慮が特に必要な対象であることから、十分配慮すること。</p> <p>① 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所、幼稚園、小学校及び社会福祉施設を含む）</p> <p>② 鳥獣保護区</p> <p>③ 天然記念物（川俣神社のスタジイ）</p> <p>④ 市街地及び集落</p> <p>⑤ 重要な動物の生息地</p> <p>⑥ 主要な河川（鈴鹿川及び安楽川）</p> <p>⑦ 都市緑地（鈴鹿川河川緑地）</p> <p>⑧ 重要な史跡（能褒野王塚及び伊勢国府跡）</p>	<p>都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減した。</p> <p>今後の詳細なルートや構造の検討を踏まえ、都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象に配慮する。</p>
環境影響評価の項目の選定	<p>設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の①～⑧の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場その他環境要素に係る項目（地下水を含む）から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定した。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、地形及び地質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、歴史的文化的な遺産、廃棄物等を選定した。</p>
大気質及び騒音等	<p>ルート1及び2並びにその周辺の地域は、学校や病院等の環境保全上配慮すべき施設や集落等が存在していることから、工事中及び供用時における大気質及び騒音等によるこれら施設等への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これら施設等に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成11年7月、環境省）等に基づき、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p> <p>また、鈴鹿市中心部の市街地及び集落を通過するルート2は、ルート1と比較して、大気質及び騒音等に関する影響が大きくなるおそれがあることから、ルート2を採用する場合、鈴鹿市中心部の市街地及び集落を通過する区間において、これら施設等に十分配慮すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、学校や病院等の環境保全上配慮すべき施設や集落等に対する大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等）及び騒音等による影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。</p> <p>なお、本事業においては、ルート2は選定していない。</p>

表6-1(2) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
動物及び植物	<p>ルート1及び2並びにその周辺の地域は、オオタカ等の猛禽類、ネコギギ、カワバタモロコ等の淡水魚、カワヂシャ等の植物等重要な動植物が生息・生育している可能性が高いことから、これら重要な動植物への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これらの生息・生育地に十分配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p> <p>特に、重要な水生生物及び希少猛禽類については、以下について留意すること。</p> <p>① 河川、水路、水田等に生息する淡水魚等重要な水生生物への影響を回避・低減するため、これらの生息地の改変や水の濁り等が抑制できる位置・構造等を選定すること。</p> <p>② 希少猛禽類の営巣中心域や高利用域といった繁殖に重要な地域への影響を可能な限り回避・低減すること。また、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局）等を踏まえて調査、予測及び評価を実施すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、水生生物や希少猛禽類を含む重要な動植物の生息・生育地への影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。</p>
景観	<p>ルート1及び2並びにその周辺の地域は、鈴鹿市景観計画及び亀山市景観計画の区域に含まれていることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、周辺の景観特性と調和した構造を採用する等、地域の景観に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、鈴鹿市景観計画及び亀山市景観計画に基づき、周辺の景観特性を考慮し、景観への影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。</p>
人と自然との 触れ合いの活動の場	<p>ルート1及びその周辺の地域は、鈴鹿川河川緑地等が含まれていることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これら施設の人と自然との触れ合いの活動の場としての機能を低下させないよう配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。</p>

7. 配慮書の案又は配慮書についての意見と都市計画決定権者の見解

7.1. 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

7.1.1. 一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見（アンケート調査：平成 25 年 12 月 20 日～平成 26 年 1 月 20 日（第 2 回））の概要と都市計画決定権者の見解は、表 7.1-1 に示すとおりです。

表 7.1-1(1) 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音及び超低周波音	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・排気ガス対策を行ってほしい。 ・生活環境に配慮してほしい。 ・大気汚染や騒音は最大限、防止措置を講じてほしい。 ・郊外の住宅団地にも考慮してほしい。 <p style="text-align: right;">他 2 件</p>	<p>本事業の目的や道路が果たすべき機能を勘案しながら、大気質や騒音等の生活環境に実施可能な範囲で影響が生じないように配慮して、道路計画の検討を進める。</p> <p>また、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、実施可能な範囲で住宅団地や既存の集落等の位置に配慮して、検討を進める。</p>
動物、植物、生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・<small>かなしろうず</small>金生水の貴重な水生植物への影響は 100% ないよう願います。 ・自然環境は残してほしい。人間のエゴでの道路づくりはやめてほしい。 ・開発する上で動植物をきちんと守ってほしいです。 ・希少な植物群を破壊しないようにしてほしい。 ・自然環境の保全は欠かせない。 ・環境の保全の見地から<small>かなしろうずしゅうたく</small>金生水沼沢植物群落を保全してほしい。 ・鈴鹿川の環境保全を協力していただけたらと思います。（いろんな生き物が生息していますので） ・川の周辺は狐や蛍の生息（確認済）、<small>もじげかま</small>藤袴やナデシコ等の自生（未確認）があるらしいので、調査をおこない、生態への影響を可能な限り最小限に留めてほしい。 ・動植物への影響をなるべく少なくしてほしい ・山中に住む動物達への影響を今以上に考える必要がある。 ・自然を保全しながらの道路整備を実現してほしい <p style="text-align: right;">他 7 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<small>かなしろうずしゅうたく</small>金生水沼沢植物群落（国指定）等の天然記念物についてはできる限り影響しないよう配慮して、道路計画の検討を進める。 ・具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、現地調査を行い、重要な種の分布を把握し、実施可能な範囲で道路計画に反映する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・森林伐採は避けて欲しい。 ・今あるものを利用して、自然は残して欲しい。 ・子供たちが楽しみ学べる自然環境を残して欲しい。 ・自然との調和のとれた道路計画にして欲しい。 ・<small>ほの</small>能褒野台地の田園風景を保全して欲しい。 ・茶畑を保全して欲しい。 ・道路周辺の景観に配慮して欲しい。 ・道路周辺の景観や（人だけでなく動物を含めた）交通安全に注力して欲しい。 ・健康被害など市民生活を第一に考えた道路計画にして欲しい。 ・公共交通機関の整備や地球温暖化防止のために車を減少させる方策を推進して欲しい。 <p style="text-align: right;">他 5 件</p>	<p>具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、現地調査を行い、重要な種の分布を把握し、実施可能な範囲で道路計画に反映する。</p>

表7.1-1(2) 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

(参考) 関連する調査項目

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
重要な史跡	<ul style="list-style-type: none"> 能褒野台地の田園風景と史跡に配慮してほしい。 日本武尊神話の地、能褒野地区は現況以上に大切に扱ってほしい。 能褒野神社は残してほしい。 重要な史跡の範囲として、国府地区が大きく示されているが、広瀬地区（伊勢国府跡周辺）の方が存在することが周知の史跡である。現在の史跡指定範囲のみならず、将来的な指定候補地・景観の保全を蔑ろにするべきではない。 伊勢国司跡などの史跡の保護に万全を期するとともに、予定されるルート上の史跡調査を詳細に行ってほしい。 神戸城跡は残してください。 重要な史跡を守ってほしい。 重要な史跡は大事なものであるから避けてほしい。 貴重な史跡は残してほしい。 <p style="text-align: right;">他 5 件</p>	能褒野王塚古墳、伊勢国府跡等の重要な史跡についてはできる限り変更しないように努めるとともに、今後関係機関と十分に協議・調整を行う。

7.1.2. 関係機関からの参考意見と都市計画決定権者の見解

計画段階配慮事項に関する聞き取り（ヒアリング調査：平成 25 年 9 月 18、19、24 日）による三重県教育委員会、鈴鹿市環境部・文化振興部（考古博物館）、亀山市まちなみ文化財室、亀山市教育委員会等からの参考意見と都市計画決定権者の見解は、表7.1-2に示すとおりです。

表7.1-2 関係機関からの参考意見と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

環境要素	関係機関からの意見	都市計画決定権者の見解
動物	<ul style="list-style-type: none"> ネコギギについて毎年生息調査を実施しており、事業実施想定区域周辺でも生息が確認されているため十分な注意が必要。 	ネコギギについては、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、現地調査を行い、分布を把握した上で、実施可能な範囲で道路計画に反映する。

(参考) 関連する調査項目

重要な史跡	<ul style="list-style-type: none"> 能褒野王塚古墳については宮内庁管理であり、重要度は非常に高い。 能褒野王塚古墳周辺にも小さな古墳もあり、十分な注意が必要。近接して建設する場合でも景観に影響がでると考えられる。 伊勢国府跡のうち、国指定史跡として指定されている政庁跡などを中心とする範囲については道路をかけない事を望む。 伊勢国府跡推定地については、推定地の中心部分付近で重要な遺跡が発掘される可能性があるため、道路をかけない事を望む。 景観にも配慮する必要があり、遺跡の発掘状況によっては工法変更などを求める場合がある。 鈴鹿市では古墳や古墳群として残されている文化財が少ないことから、道路線形の検討にあたっては十分な配慮を願う。 	能褒野王塚古墳、伊勢国府跡等の重要な史跡についてはできる限り変更しないように努めるとともに、今後関係機関と十分に協議・調整を行う。
-------	--	---

7.2. 配慮書についての関係する行政機関の意見と都市計画決定権者の見解

方法書において記載した、配慮書についての三重県知事、鈴鹿市長、亀山市長の意見と都市計画決定権者の見解は、表7.2-1～表7.2-3に示すとおりです。

表7.2-1(1) 配慮書についての三重県知事意見と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

環境要素	三重県知事意見	都市計画決定権者の見解
大気質及び騒音等	<p>(1) ルート1及び2並びにその周辺の地域は、学校や病院等の環境保全上配慮すべき施設が存在していることから、工事中及び供用時における大気質及び騒音等によるこれらの施設への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これらの施設に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p> <p>(2) ルート2は市街地及び集落を通過し、大気質及び騒音等に関する影響が大きくなるおそれがあることから、ルート2を採用する場合、詳細なルート・構造の検討に当たっては、このことに十分配慮すること。</p> <p>一方、ルート1は市街地及び集落を概ね回避しているものの、その周辺地域は比較的静穏な環境であると考えられることから、ルート1を採用する場合においても、詳細なルート・構造の検討に当たっては、静穏な環境の維持に十分配慮すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等）及び騒音等による影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。</p> <p>なお、本事業においては、ルート2は選定していない。</p>
水質	<p>(1) 動植物には水の動きが大きな影響要素となることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、水脈等の情報を把握したうえ、地下水質、地下水位及び湧水等に十分配慮することが望ましい。</p> <p>(2) 造成に伴い河川への雨水流出量の増加が懸念されることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、近隣河川の流域をできる限り変更しないよう配慮すること。また、河川への負荷がかからないよう、必要に応じて流出抑制対策を検討すること。</p> <p>(3) ルート1が通過する鈴鹿川河川緑地付近には鈴鹿市の水道水源地が存在するため、ルート1を採用する場合十分配慮すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、地下水質、地下水位、湧水及び水道水源地等への影響に配慮するとともに、排水計画において河川への負荷に配慮する。</p>

表7.2-1(2) 配慮書についての三重県知事意見と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

環境要素	三重県知事意見	都市計画決定権者の見解
植物・動物・生態系	<p>ルート1及び2並びにその周辺の地域は、三重県自然環境保全条例に基づく指定希少野生動植物種であるカワバタモロコをはじめ、さまざまな絶滅危惧種が過去に記録されていることから、方法書以降の手続きにおいては、野生動植物種の調査を綿密に行うこと。</p> <p>なお、調査に当たっては、以下について留意のうえ行う必要がある。</p> <p>① ネコギギ等の魚類を含む動物については、現在知られている生息地からの移動の可能性についても考慮すること。</p> <p>② この地域の水田や水路は、鈴鹿川からの導水や湧水の影響から生物の多様性が高いと考えられること。</p> <p>③ ルート1の亀山市田村町付近から鈴鹿市庄野町付近は、安楽川・鈴鹿川の氾濫原である低地から丘陵地にかけて、田畑、雑種地、林地等多様な自然環境が混在し、ほ乳類、鳥類等の動物相が比較的豊かな可能性があること。また、丘陵地と低地部分の境界部分は地下水が滲出しているところが存在し、東海丘陵要素と呼ばれる湿地性植物等が自生している可能性があること。</p> <p>④ ルート1の鈴鹿川の河川の草地では、近年、新種の甲虫（コガネムシ）が発見されていること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手續きにおいて、適切に調査を行い、動植物等への影響について配慮する。</p>
地質・地形	<p>亀山市、鈴鹿市の西部からはミエゾウなどの化石が多く見つかっているため、事業の進捗に合せて、地層の確認と化石の存在について専門家から助言を聴取すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、必要に応じて、地層の確認と化石の存在について専門家から助言を聴取する。</p>
景観	<p>のルート1及び2並びにその周辺の地域は、能褒野王塚古墳、伊勢国府跡等の重要な史跡や遺跡のほか、庄野宿等のまちなみ景観があることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、地域の景観に十分配慮すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、鈴鹿市景観計画及び亀山市景観計画に基づき、周辺の景観特性を考慮し、景観への影響に配慮する。</p>
土壌・地下水	<p>ルート2及びその周辺の地域は、海軍工廠跡地であり、土壌及び地下水汚染のおそれがある地域であることから、ルート2を採用する場合十分配慮すること。</p>	<p>本事業においては、ルート2は選定していない。</p>

表7.2-2 配慮書についての鈴鹿市長意見と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

鈴鹿市長意見	都市計画決定権者の見解
環境影響評価方法書においては、事業（工事の実施並びに道路の存在及び供用）による環境影響を網羅し、予測及び評価し、特に、自然環境（文化財、重要な植物群落・動物生息地）、生活環境及び水道水源への影響をできる限り、回避、低減した整備計画の検討を求める。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、自然環境、生活環境等への影響に配慮する。
具体的なルート及び構造の選定までの早い段階で、水道水源及び文化財（天然記念物、伊勢国府跡及び鈴鹿川左岸台地辺縁部の群集墳等）への影響及び対策について協議を求める。	水道水源及び文化財等についてはできる限り変更しないように努めるとともに、適切な事業段階において必要に応じ関係機関と十分に協議・調整を行う。

表7.2-3 配慮書についての亀山市長意見と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

亀山市長意見	都市計画決定権者の見解
影響が少ないと予測される環境要素についても、周辺の環境保全の観点から、可能な限り配慮いただきたい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、環境への影響に配慮する。 なお、選定した環境影響評価の項目は、方法書の第8章に記載した。
亀山市内における建設予定ルート付近には、住宅が密集していることから、計画段階配慮事項にも明記されているように、大気環境（大気質・騒音・低周波・振動）について配慮いただきたい。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等）及び騒音等による影響に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。
開発箇所や周辺において希少な動植物が生息している可能性がある。 これら動植物や地域の生物多様性に留意して、その保全対策について、今後も引き続き十分な調査を行い必要な対策についてさらに検討を加えていただきたい。	動植物については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。
第4水源の取水井があり、工事によって地下水の水脈等が変化する恐れがあるため、配慮願いたい。 又、上水道の送配水管も市道等に埋設してあることから計画段階で考慮願いたい。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、地下水の水脈への影響、水道の取水井や送配水管等の位置に配慮する。
道路建設による雨水排水量の増大等に伴い、水路等の既存施設や施設に隣接する地域について少なからず影響が考えられることから、検討対象に加える等の配慮をいただきたい。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、排水計画において河川への負荷に配慮する。

8. 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

方法書について、環境影響評価法第七条に基づき平成 27 年 11 月 10 日から平成 27 年 12 月 9 日まで縦覧に供し、平成 27 年 12 月 24 日まで意見を求めたところ、同法八条第一項に基づく環境の保全の見地からの意見が 5 件提出されました。環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解は、表8-1に示すとおりです。

表8-1 環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>計画路線の幅は広く示すのではなく、正式なルートを決めて、地元への影響と環境調査をするべきである。</p>	<p>方法書で示したルートは、「都市計画の概略の案」であり、都市計画の構想段階において決定する、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等となります。都市計画の詳細計画段階において決定する、具体的なルートの位置や道路構造については、「都市計画の案」として「3. 都市計画道路事業の目的及び内容」の「3.2. 都市計画対象道路事業の内容」に示しています。また、調査及び予測・評価の結果についても、「11. 環境影響評価の結果」の各項目に示しています。</p>
<p>動植物合計で 639 種類とあるが、詳細な生息状況を調査するのか。調査できないのなら、猿・野良猫対策の問題も調査対象に入れるべきである。</p>	<p>方法書には既存資料調査で確認された種のみを示しており、現地調査による動植物の生息・生育状況の結果は、「11. 環境影響評価の結果」の「11.8. 動物」、「11.9. 植物」に示しています。なお、猿や野良猫等の害獣対策は、環境影響評価の対象とはしていません。</p>
<p>インターチェンジを何処に設置されるのかが一番の関心事。インターチェンジを設置した場合の付近住民への影響と環境調査を完璧に実施して公表してほしい。</p>	<p>方法書で示したルートは、「都市計画の概略の案」であり、都市計画の構想段階において決定する、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等となります。都市計画の詳細計画段階において決定する、具体的なルートの位置や道路構造（インターチェンジの位置を含む）については、「都市計画の案」として準備書段階で示します。 調査及び予測・評価の結果については、「11. 環境影響評価の結果」の各項目に示しています。</p>
<p>防音壁を設置した場合と設置しない場合の環境調査も実施してほしい。</p>	<p>自動車の走行に係る騒音については、遮音壁を含む環境保全措置の検討結果を含め、「11. 環境影響評価の結果」の「11.2. 騒音」に予測・評価の結果を示しています。</p>
<p>能褒野町内は高台ではなく、排水が悪い。浸水被害のない計画を要求する。</p>	<p>排水計画については、事業実施段階で検討します。</p>

9. 方法書についての三重県知事の意見と都市計画決定権者の見解

方法書について、環境影響評価法第十条第一項に基づく環境の保全の見地からの三重県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は表9-1に示すとおりです。

表9-1(1) 三重県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	三重県知事意見	都市計画決定権者の見解
(総則的 事項)	<p>詳細なルートや構造等の設定においては、社会面、経済面のほか、環境面にも可能な限り配慮するとともに、今後の詳細なルートや構造等の設定に鑑みながら適切に調査地点を設定して調査、予測、評価を行うこと。</p>	<p>詳細なルートや構造等の設定においては、計画段階評価の結果を踏まえ、有識者委員会での検討等を踏まえ、社会面や経済面、環境面にも可能な限り配慮しています。準備書作成に至る検討経緯については、「3. 都市計画道路事業の目的及び内容」に示しています。</p> <p>詳細なルートや構造等の設定を踏まえ、適切に調査地点を設定して調査、予測、評価を行いました。予測・評価の結果及び事後調査の検討結果については、「11. 環境影響評価の結果」の各項目に示しています。</p>
	<p>準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。</p>	<p>準備書において環境影響評価項目として選定した項目は、「10. 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に示しています。</p>
	<p>予測、評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にしたうえで、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性を伴う場合には、事後調査を計画すること。</p>	<p>予測、評価にあたっては、既存の文献や類似事例等を参考にしたうえで、環境影響については生活環境基準値との比較等から可能な限り定量的な予測を行いました。また、予測、評価結果に不確実性を伴うと考えられた動物、植物、生態系については、事後調査を計画しました。</p> <p>予測・評価の結果及び事後調査の検討結果については、「11. 環境影響評価の結果」の各項目及び「12. 事後調査」に示しています。</p>
大気質、 騒音、 振動、 水質	<p>環境保全措置を計画する場合には、措置の内容を具体的に記載するとともに、その検討した経緯及び選択した環境保全措置の不確実性についても明らかにし、事後調査を計画すること。</p>	<p>環境保全措置の検討にあたっては、可能な範囲内で内容を具体的に記載しました。また、環境保全措置に不確実性を伴うと考えられた動物、植物、生態系については、事後調査を計画しました。</p> <p>環境保全措置及び事後調査の検討結果については、「11. 環境影響評価の結果」の各項目及び「12. 事後調査」に示しています。</p>
	<p>工事の実施に伴う粉じん、騒音、振動、悪臭及び濁水等の影響を可能な限り低減するよう配慮すること。また、将来交通量や車種構成、インターチェンジの形状、維持管理方法等の諸条件を明確にしたうえで、供用時の環境影響を予測、評価すること。</p>	<p>準備書において、工事の実施に伴う粉じん、騒音、振動及び濁水等については予測及び評価を実施し、可能な限り影響を低減するよう配慮しました。また、将来交通量や車種構成、インターチェンジの形状等の諸条件を明確にしたうえで、供用時の環境影響を予測、評価しました。</p> <p>大気質、騒音、振動、水質の予測・評価の結果については「11. 環境影響評価の結果」の「11. 1. 大気質」、「11. 2. 騒音」、「11. 3. 振動」及び「11. 5. 水質」に示しています。</p> <p>なお、維持管理方法については、詳細設計の段階で検討します。</p>

表9-1(2) 三重県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	三重県知事意見	都市計画決定権者の見解
水質、動物、植物、生態系、水生生物	(1) 事業実施区域における地下水の水位や流動方向等について、既存データの収集や既存井戸での調査等により把握し、鈴鹿川周辺に存在する水道水源や、動物、植物、生態系及び水生生物への影響を可能な限り回避・低減すること。	<p>都市計画対象道路事業のルートや構造の検討にあたっては、事業実施段階において必要に応じ調査を行い、地下水の水脈、水道の取水井、動植物等への影響が生じないよう、十分に配慮します。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域は水沢扇状地の端部を通過しますが、盛土構造若しくは高架構造で通過すると想定されており、地下水への影響は極めて小さいと考えています。</p>
	(2) 動物、植物、生態系及び水生生物への影響の予測及び評価は、水質の調査結果を関連付けて行うよう努めること。	<p>動物、植物及び生態系については、科学的知見や類似事例を参考に予測を行いました。また、次に示す一般的な環境保全方針を踏まえて評価を行いました。一般的な環境保全方針については、「3. 都市計画道路事業の目的及び内容 p3-13~14」に示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土工部の工事実施時は、土工部からの濁水及び土砂の流出に配慮します。 ・河川域内における工事実施時は、河川及びその周辺への濁水及び土砂の流出に配慮します。 <p>動物、植物、生態系の予測・評価の結果については、「11. 環境影響評価の結果」の「11.8. 動物」、「11.9. 植物」及び「11.10. 生態系」に示しています。</p>
地形・地質、植物	東海層群から生じる湧水等によって湿地化した土地では、重要種が存在する可能性があることに留意して、植物の調査を行うこと。	植物の調査範囲は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）を参考として、都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から100m程度の範囲を目安に実施しており、湿地性の種も確認しています。
地形・地質	東海層群からはゾウやワニ等の化石が出土しているため、事業の進捗に合わせて地層の確認と化石の存在について専門家から助言を聴取し、事業を進めること。	<p>東海層群からはゾウやワニ等の化石が出土しているため、事業の進捗に合わせ、地層の確認と化石の存在について専門家から助言を聴取します。</p> <p>なお、準備書における専門家からの助言を聴取した結果、一般的な環境保全方針として、工事の実施に伴いゾウやワニ等の化石が発掘された場合は、工事を一時的に中断するとともに、関係機関へ速やかに連絡を行うこととしています。一般的な環境保全方針については、「3. 都市計画道路事業の目的及び内容 p3-13~14」に示しています。</p> <p>地形及び地質の予測・評価の結果については、「11. 環境影響評価の結果」の「11.6. 地形及び地質」に示しています。</p>

表9-1(3) 三重県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	三重県知事意見	都市計画決定権者の見解
陸生動物	(1) 昆虫は場所、時期、時間によって発生状況が異なるため、可能な限り多くの地点、時期、時間で調査を行うこと。また、調査においては採取のうえ標本として保存するよう努めること。	昆虫の調査としては、踏査による直接観察及び採取の他、5地点においてトラップ法による採取を実施しました。調査は、春季、夏季、秋季の3回実施しました。また、ホタル類を対象とした夜間調査も行いました。現地の環境を踏まえ、適切な地点、時期及び時間で調査を行い、可能な限り多くの種を確認するように努めました。なお、同定の難しさと貴重性の観点から、標本の保存は必要に応じて行いました。
	(2) 事業実施区域やその周辺にはイヌワシ、クマタカ、オオタカ等の天然記念物、希少種がいるため、営巣や採餌場について詳細な調査を行うこと。	文献調査において、イヌワシ、クマタカ、オオタカ等の希少な猛禽類の生息が把握されたため、猛禽類の詳細な現地調査を行いました。調査範囲は事業実施区域より2km程度とし、2営巣期の調査を行いました。
	(3) 道路の存在が動物の生息域を分断することに留意して、他の道路事業での事例を参考として調査、予測、評価を行うこと。	動物の予測にあたっては、重要な種等の生息地が消失・縮小する程度や重要な種等の移動経路が分断される程度を把握し、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測しました。 動物の調査、予測及び評価結果については、「11. 環境影響評価の結果」の「11.8. 動物」及び「11.10. 生態系」に示しています。
水生生物	ネコギギの調査については、各種団体の調査等の情報を幅広く収集し、綿密な調査を行うよう努めること。	各種団体の調査等の情報を幅広く収集したところ、当該地域でのネコギギの生息情報が確認されました。このため、ネコギギを対象とした現地調査を実施しましたが、ネコギギは確認されませんでした。
景観	景観資源である東海道や、能褒野 ^{のぼの} 王塚古墳等への景観に可能な限り配慮してルートや構造等を設定すること。特に、東海道に存在する庄野宿は歴史的なまちなみ景観として重要であることから、十分配慮すること。	都市計画対象道路の平面計画は、できる限り史跡（能褒野 ^{のぼの} 王塚古墳、庄野宿等）等の通過を避けた計画としています。 なお、能褒野 ^{のぼの} 王塚古墳については、能褒野橋からの景観に係る予測及び評価を実施し、眺望景観に変化が生じることから、環境保全措置を実施することにより周辺景観との調和を図るものとしています。 また、庄野宿については、歴史的文化的な遺産として、景観への影響を含む予測評価を行い、眺望景観の変化の程度は小さいと予測しています。 予測・評価の結果については、「11. 環境影響評価の結果」の「11.11. 景観」及び「11.13. 歴史的文化的な遺産」に示しています。

10. 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

10.1. 専門家等による技術的助言

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、必要に応じて専門家その他の環境影響評価に関する知見を有する方々に技術的助言を受けました。

専門家等の専門分野及び技術的助言の内容は、表 10.1-1に示すとおりです。

表 10.1-1 専門家等の専門分野及び技術的助言の内容

環境要素の区分	専門分野	所属・経歴	技術的助言の内容
大気質	大気質	大学教授	・環境影響評価の項目並びに調査の手法等について問題ない。
騒音、振動、 低周波音	騒音、振動	大学教授	・環境影響評価の項目並びに予測の手法について問題ない。 ・調査地点は病院、住居、教育福祉施設の他、影響が懸念される施設にも留意して設定すること。
水質	水質	大学教授	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・調査地点は、当該道路が渡河する箇所留意して設定すること。
地形及び地質	地形及び地質	博物館職員	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・調査時期は草が繁茂していない冬季が望ましい。
動物、生態系	哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類	元博物館館長	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・対象となる種の特性に応じて調査地点を設定すること。 ・陸産貝類、淡水産貝類については、底生動物調査の中で確認に努めると良い。
動物	鳥類、猛禽類	元レッドデータブック改訂委員	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・対象となる種の特性に応じて調査時期・地点を設定すること。
	魚類	大学教授	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・対象となる種の特性に応じて調査時期・地点を設定すること。
	昆虫類	元レッドデータブック改訂委員	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・対象となる種の特性に応じて調査時期・地点を設定すること。 ・改訂された三重県レッドデータブックで追加された重要種に留意すること。
植物	植物	元レッドデータブック改訂委員	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・対象種と地域特性に応じて調査時期を設定すること。 ・維管束植物の調査を行う中で確認された蘚苔類についても調査すると良い。

10.2. 環境影響評価の項目

都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目等について、配慮書での検討結果を踏まえ、以下の省令に基づく技術指針を参考にしながら、事業特性及び地域特性並びに専門家等の技術的助言を踏まえて選定しました。

選定した環境要素は14項目であり、環境影響評価の項目及びその選定理由は、表 10.2-1 に示すとおりです。

- 「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日建設省令第10号、最終改正：平成27年6月1日国土交通省令第43号）
- 「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日建設省令第19号、最終改正：令和元年6月28日国土交通省令第20号）（以下、両省令を合わせて「国土交通省令」という。）
- 「三重県環境影響評価技術指針」（平成11年5月25日三重県告示第274号、最終改正：平成28年4月1日三重県告示第254号）

表 10.2-1 環境影響評価の項目及び選定の理由

環境要素の区分				工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由	
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	物の除去	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	の存在	道路(地表式又は掘割式)の存在		道路(嵩上式)の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 (NO ₂)	●	●						○	〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。	
			浮遊粒子状物質 (SPM)	●	●							○	〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する浮遊粒子状物質による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
			粉じん等	○	○								
		騒音	騒音	○	○							○	〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
		振動	振動	○	○							○	〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する振動による影響が考えられます。
	低周波音	低周波音									●	〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、橋梁若しくは高架の区間において、自動車の走行に伴い発生する低周波音による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。	
	水環境	水質	水の濁り			●	●	●					〔工事〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に河川等の公共用水域が存在し、工事の実施に伴う工事施工ヤードや工事用道路の設置、切土工等に伴い発生する水の濁りによる影響を及ぼす可能性が考えられます。
土壌に係る環境その他の環境要素	地形及び地質	重要な地形及び地質						○				〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に重要な地形が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。	
	その他の環境要素	日照障害							○			〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、嵩上式の区間において、道路の存在に係る日照障害の影響が考えられます。	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	●						○			〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に重要な種が確認されており、建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。	
	植物	重要な種及び群落						○		○		〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に重要な種及び群落が確認されており、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。	
	生態系	地域を特徴づける生態系						○		○		〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に地域を特徴づける生態系が確認されており、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観								○		〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観が存在し、道路の存在による影響が考えられます。	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場								○		〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、道路の存在による影響が考えられます。	
歴史的文化的な遺産の保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物(動物及び植物に係るものを除く。)及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所							★		★	〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に、史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○							〔工事〕切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生し、都市計画対象道路事業実施区域外に搬出される建設副産物による影響が考えられます。	

注1) 項目選定を示す記号の意味は以下の通りです。

○：国土交通省令に示されている参考項目、●：国土交通省令に示されている参考項目以外の項目、★：国土交通省令に示されていない項目であるものの、三重県環境影響評価技術指針において示されている項目、太枠：配慮書で選定された計画段階配慮事項

注2) 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいいます。

注3) 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいいます。

注4) 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいいます。

注5) 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいいます。

注6) 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいいます。

注7) 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいいます。

注8) 「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいいます。

注9) 「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいいます。

10.3. 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の各項目について、選定した調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由は、表 10.3-1に示すとおりです。

表 10.3-1 (1) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (大気質)	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	工事の実施 (建設機械の稼働)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 建設機械の稼働により二酸化窒素、浮遊粒子状物質が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 大気質（二酸化窒素等）については、対象区域に一般環境大気測定局として、鈴鹿算所保育所測定局が存在します。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働 <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 浮遊粒子状物質の濃度の状況 気象（風向及び風速、日射量、雲量）の状況 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 浮遊粒子状物質の濃度の状況 気象（風向及び風速）の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 74 号）に規定される測定方法により行います。 浮遊粒子状物質の濃度の状況 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 73 号）に規定される測定方法により行います。 <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域の中で窒素酸化物の濃度の変化が考えられる箇所ごとに、また調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、季節ごとのそれぞれ 1 週間を基本とします。 調査時間帯は、建設機械の稼働及び工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>拡散式（ブルーム式及びパフ式）による方法で行い、年平均値を予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線の地上 1.5m とします。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工事用道路の接続が予想される既存道路に設定された予測断面において敷地境界線の地上 1.5m の高さとなります。 <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、建設機械の稼働については、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。 工事用車両の運行については、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>建設機械の稼働、工事用車両の運行による二酸化窒素、浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>二酸化窒素については、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 74 号）、浮遊粒子状物質については、「大気の汚染に係る環境基準」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 73 号）に規定する環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」（平成 25 年 3 月 国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）（以下「技術手法」という。）を参考に選定しました。</p>
		工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により二酸化窒素、浮遊粒子状物質が発生します。	平成 29 年度における二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で 0.029ppm、自排局の国道 25 号亀山局で 0.026ppm となっており、環境基準を達成しています。 平成 29 年度における浮遊粒子状物質の日平均値の 2% 除外値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で 0.042mg/m ³ 、自排局の国道 25 号亀山局が 0.036mg/m ³ となっており、環境基準を達成しています。 気象については、対象区域に地域気象観測所として、亀山地域気象観測所が存在します。過去 10 年間の平均風速は 2.4m/s、最多風向は西北西です。				

表 10.3-1 (2) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の 大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の 選定理由
	環境要素の 区分	影響要因の 区分			調 査 の 手 法	予 測 の 手 法	評 価 の 手 法	
大気環境 (大気質)	二酸化窒素、 浮遊粒子状 物質	土地又は工作物の存 在及び供用 (自動車の走行)	<p>都市計画対象道路は、車線数 4、設計速度 80km/h の都市計画道路として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。</p> <p>都市計画対象道路における自動車の走行に伴い窒素酸化物及び浮遊粒子状物質が発生します。</p>	<p>都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。</p> <p>大気質（二酸化窒素等）については、対象区域に一般環境大気測定局として、鈴鹿算所保育所測定局が存在します。</p> <p>平成 29 年度における二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で 0.029ppm、自排局の国道 25 号亀山局で 0.026ppm となっており、環境基準を達成しています。</p> <p>平成 29 年度における浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で 0.042mg/m³、自排局の国道 25 号亀山局が 0.036mg/m³ となっており、環境基準を達成しています。</p> <p>気象については、対象区域に地域気象観測所として、亀山地域気象観測所が存在します。過去 10 年間の平均風速は 2.4m/s、最多風向は西北西です。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 浮遊粒子状物質の濃度の状況 気象（風向及び風速）の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。</p> <p>現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号、平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 74 号）に規定される測定方法により行います。 浮遊粒子状物質の濃度の状況 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 73 号）に規定される測定方法により行います。 風向、風速の状況 地上気象観測指針（気象庁、2002 年）による方法により行います。 <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、予測地点に対応させ、濃度変化があると考えられる箇所ごとに、また代表する気象状況が得られる箇所ごとに設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>拡散式（プルーム式及びパフ式）による方法で行い、年平均値を予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、道路構造及び交通条件が変化するとに区間を分割し、その区間において地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点とします。予測地点の高さは原則として地上 1.5m とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>自動車の走行に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>二酸化窒素については、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号、平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 74 号）、浮遊粒子状物質については、「大気の汚染に係る環境基準」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 73 号）に規定する環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。</p>

表 10.3-1 (3) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (大気質)	粉じん等	工事の実施 (建設機械の稼働)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 建設機械の稼働により粉じん等が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成 29 年度に、大気質（粉じん等）については、対象区域に一般環境大気測定局（鈴鹿算所保育所）、自動車排出ガス測定局（国道 25 号亀山）、ダイオキシン類調査地点（神戸高等学校）があります。 気象については、対象区域に地域気象観測所として、亀山地域気象観測所が存在します。過去 10 年間の平均風速は 2.4m/s、最多風向は西北西です。	1. 調査すべき情報 ・気象（風向及び風速）の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・風向・風速の状況 「地上気象観測指針」（気象庁、2002 年）による方法により行います。 3. 調査地域 調査地域は、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、季節ごとのそれぞれ 1 週間を基本とします。 調査時間帯は、建設機械の稼働及び工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析により、季節別に予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 ・建設機械の稼働 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線の地上 1.5m とします。 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工事用道路の予測断面における敷地境界線の地上 1.5m とします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、建設機械の稼働については、工事の区分ごとに環境影響が最大となる時期とします。 工事用車両の運行については、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、工事用車両の運行による粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。
		工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により粉じん等が発生します。					

表 10.3-1 (4) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (騒音)	騒音	工事の実施 (建設機械の稼働)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 建設機械の稼働時に騒音が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成 29 年度に、一般環境騒音については亀山市の 8 地点で測定を行っており、道路交通騒音については鈴鹿市の 2 地点、亀山市の 1 地点で測定を行っています。 一般環境騒音の測定地点のうち全ての地点で環境基準を達成しています。 道路交通騒音の測定地点のうち 1 地点において要請限度を超過しています。 なお、都市計画対象道路事業実施区域は騒音規制法に基づく特定建設作業に関する規制区域となっています。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況 ・地表面の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況 <p>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号、平成 27 年 4 月 20 日環境省告示 66 号) に規定される騒音の測定方法により行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地表面の状況 <p>現地踏査による目視で行います。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所を選定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、環境騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日の建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>(社)日本音響学会の建設工事騒音の予測モデルによる計算により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準位置の敷地の境界線とします。予測地点の高さは、原則として地上 1.2m とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>建設機械の稼働に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号、平成 27 年 4 月 20 日環境省告示 66 号) 及び「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」(平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号、令和元年 6 月 25 日三重県規則第 11 号) に規定する基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (5) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (騒音)	騒音	工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時に騒音が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成 29 年度に、一般環境騒音については亀山市の 8 地点で測定を行っており、道路交通騒音については鈴鹿市の 2 地点、亀山市の 1 地点で測定を行っています。 一般環境騒音の測定地点のうち全ての地点で環境基準を達成しています。 道路交通騒音の測定地点のうち 1 地点において要請限度を超過しています。 なお、都市計画対象道路事業実施区域には騒音に係る環境基準に基づく地域の類型指定がなされている地域及び騒音規制法に基づく自動車騒音に関する規制区域があります。	1. 調査すべき情報 ・騒音の状況 ・沿道の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・騒音の状況 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境省告示第 64 号、平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)に規定される騒音の測定方法により行います。 ・沿道の状況 現地踏査による目視で行います。 3. 調査地域 調査地域は、工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、沿道の状況が得られる箇所に設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日の工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 (社)日本音響学会の道路交通騒音の予測モデルによる計算により予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地点は、原則として工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面の敷地の境界線とします。 予測地点の高さは、地上 1.2m とします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、工事用車両の台数が最大になると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事用車両の運行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「騒音規制法第 17 条に基づく指定地域内における自動車騒音の限度」(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)及び「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)に規定する環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (6) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (騒音)	騒音	土地又は工作物の存在及び供用 (自動車の走行)	都市計画対象道路は、車線数 4、設計速度 80km/h の都市計画道路として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 自動車の走行に伴う道路交通騒音が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成 29 年度に、一般環境騒音については亀山市の 8 地点で測定を行っており、道路交通騒音については鈴鹿市の 2 地点、亀山市の 1 地点で測定を行っています。 一般環境騒音の測定地点のうち全ての地点で環境基準を達成しています。 道路交通騒音の測定地点のうち 1 地点において要請限度を超過しています。 なお、都市計画対象道路事業実施区域には騒音に係る環境基準に基づく地域の類型指定がなされている地域及び騒音規制法に基づく自動車騒音に関する規制区域があります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音の状況 都市計画対象道路事業により改築される道路の沿道の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音の状況 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境省告示第 64 号、平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)に規定される騒音の測定方法により行います。 沿道の状況 現地踏査による目視で行います。 <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内で、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とし、調査・予測区間毎に設定します。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>騒音の状況の調査地点は、予測地点の周辺で調査地域を代表すると考えられる地点とします。 沿道の状況の調査地点は、予測地点の周辺で、調査地域を代表すると考えられる区域とします。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の昼間及び夜間の基準時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>(社)日本音響学会の道路交通騒音の予測モデルによる計算により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、原則として予測地域の代表断面において、騒音に係る環境基準に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間(以下「幹線道路近接空間」という。)とその背後地の各々に設定します。 予測地点の高さは、幹線道路近接空間及び背後地における住居等の各階の平均的な高さとしします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>自動車の走行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境省告示第 64 号、平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)に規定する環境基準と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。</p>

表 10.3-1 (7) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (振動)	振動	工事の実施 (建設機械の稼働)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 建設機械の稼働時に振動が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 また、都市計画対象道路事業実施区域は振動規制法に基づく特定建設作業に関する規制区域となっています。	<p>1. 調査すべき情報 ・地盤の状況（地盤種別）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・地盤の状況 表層地質及び周辺地形状況について現地踏査による目視で行います。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 調査期間は、地盤の状況を適切に把握できる時期を基本とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 原則として事例の引用又は解析により予測します。</p> <p>2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点 予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号、平成27年4月20日環境省令第19号）第11条の敷地の境界線とします。</p> <p>4. 予測対象時期等 予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号、平成27年4月20日環境省令第19号）に規定する「特定建設作業の規制に関する基準」及び「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号、令和元年6月25日三重県規則第11号）に規定する基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (8) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (振動)	振動	工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時に振動が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成 29 年度に、亀山市の 6 地点で道路交通振動の測定を行っています。 道路交通振動の全ての測定地点において、要請限度を達成しています。 なお、都市計画対象道路事業実施区域には振動規制法に基づく道路交通振動に関する規制区域があります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動の状況 ・地盤の状況（地盤種別） <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動の状況 <p>「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号）別表第二備考 4 及び 7 に規定する振動の測定方法により行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤の状況 <p>表層地質及び周辺地形の状況について現地踏査による目視で行います。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所を設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、振動の状況を代表すると認められる 1 日について、工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯において昼間及び夜間の区分毎に 1 時間当り 1 回の測定を 4 回（合計 8 回）行うことを原則とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの 80%レンジの上端値を予測するための式を用いた計算により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、原則として工事用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、工事用車両台数が最大になると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>工事用車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号）に規定する「道路交通振動の限度」と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (9) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (振動)	振動	土地又は工作物の存在及び供用 (自動車の走行)	都市計画対象道路は、車線数 4、設計速度 80km/h の都市計画道路として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 自動車の走行に伴う道路交通振動が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成 29 年度に、亀山市の 6 地点で道路交通振動の測定を行っています。 道路交通振動の全ての測定地点において、要請限度を達成しています。 なお、都市計画対象道路事業実施区域には振動規制法に基づく道路交通振動に関する規制区域があります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動の状況 ・地盤の状況（地盤種別及び地盤卓越振動数） <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動の状況 <p>「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号）別表第二備考 4 及び 7 に規定する振動の測定方法により行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤の状況 <p>地盤卓越振動数は、大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析して求める方法により行います。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内で、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、原則として予測地点に対応させ、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる地点を選定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>振動レベルは、当該道路の振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回の測定を 4 回（合計 8 回）行うことを原則とします。 地盤卓越振動数は、原則として 10 回以上の測定を行うものとします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの 80% レンジの上端値を予測するための式を用いた計算により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、都市計画対象道路において道路構造、交通条件が変化すると住居等が近接して立地する又は予定される位置を代表断面として選定し、この代表断面における都市計画対象道路の区域の境界を設定することを原則とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>自動車の走行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号）に規定する「道路交通振動の限度」と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (10) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (低周波音)	低周波音	土地又は工作物の存在及び供用 (自動車の走行)	都市計画対象道路は、車線数 4、設計速度 80km/h の都市計画道路として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 橋梁・高架構造となる区間において、自動車の走行に伴う低周波音が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、低周波音の測定は行われていません。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調査すべき情報 ・住居等の位置 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料又は現地踏査により行います。 3. 調査地域 調査地域は、道路構造が橋若しくは高架であり、低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内で、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 予測の基本的な手法 既存調査結果より導かれた予測式による方法により予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地域において高架若しくは橋梁の上部工形式又は交通条件が変化すると区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を選定します。 予測地点は、この代表断面における住居等の位置の地上 1.2m を原則とします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る低周波音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (11) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水質	水の濁り	工事の実施 (切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 工事中の切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に伴い水の濁りが発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には鈴鹿川、安楽川、八島川、御幣川、芥川などの河川があります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 水象の状況（流量、浮遊物質等） <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水象の状況 <p>「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、平成31年3月20日環境省告示第46号）や「水質調査方法」（昭和46年9月30日環水管第30号）に示される方法を参考として行います。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、調査地域において水象の状況を適切に把握できる地点とします。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度として、原則として月1回、1年以上とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置により生じる水の濁りの程度について、類似事例を用いて推定する方法により行います。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りの影響を受ける水域の範囲とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りが影響を与える時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (12) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
土壌に係る環境 (地形及び地質)	重要な地形及び地質	工事の実施 (工事施工ヤード及び工事用道路等の設置)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、重要な地形及び地質の消失又は縮小が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には三重県自然環境保全調査書に記載された水沢扇状地があります。	1. 調査すべき情報 ・地形及び地質の概況 ・重要な地形の分布、状態及び特性 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査は、主として目視により行います。 3. 調査地域 調査地域は、影響範囲や重要な地形が分布する箇所の地形状況及び都市計画対象道路事業実施区域の位置関係等から、予測及び環境保全措置の検討に必要な情報を把握できる範囲を設定します。 4. 調査地点 調査は、調査地域の中で代表的な調査ルートを選定して行います。調査地点は、その中で、重要な地形の特性及び変化を適切に把握できる地点とします。 5. 調査期間等 調査期間は、重要な地質の特性や変化を適切に把握できる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 都市計画対象道路事業に伴う土地の改変範囲とその程度を把握し、重要な地形の分布範囲を重ね合わせることで予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域にあって、都市計画対象道路事業の実施により、重要な地形への影響が予測される地域とします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、都市計画対象道路事業の実施により、重要な地形への影響が予測される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、並びに道路の存在に係る重要な地形に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用 (道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 道路の存在により、重要な地形及び地質の消失又は縮小が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。	1. 調査すべき情報 ・土地利用の状況 ・地形の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理により行います。 3. 調査地域 調査地域は、高架構造物の周辺地域において、日照阻害が予想される範囲(冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影が生じる範囲)を含む地域とします。 4. 調査期間等 調査期間は、土地利用の状況及び地形の状況に係る調査すべき情報を適切に把握することができる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成により、冬至日の等時間日影の範囲を予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域内にあって、住居等の保全対象、又は将来これらの立地予定がある箇所を含む地域とします。 3. 予測地点 予測地点は、予測地域内にあって、高架構造物等の沿道状況、高架構造物等と周辺地盤との高低差の程度を勘案し、日影状況の変化の程度を的確に把握できる地点に設定します。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、高架構造物等の設置が完了する時期の冬至日とします。	1. 回避又は低減に係る評価 道路(嵩上式)の存在に係る日照阻害に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	
その他の環境	日照阻害	土地又は工作物の存在及び供用 (道路(嵩上式)の存在)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 橋梁・高架となる区間において、日影が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。	1. 調査すべき情報 ・土地利用の状況 ・地形の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理により行います。 3. 調査地域 調査地域は、高架構造物の周辺地域において、日照阻害が予想される範囲(冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影が生じる範囲)を含む地域とします。 4. 調査期間等 調査期間は、土地利用の状況及び地形の状況に係る調査すべき情報を適切に把握することができる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成により、冬至日の等時間日影の範囲を予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域内にあって、住居等の保全対象、又は将来これらの立地予定がある箇所を含む地域とします。 3. 予測地点 予測地点は、予測地域内にあって、高架構造物等の沿道状況、高架構造物等と周辺地盤との高低差の程度を勘案し、日影状況の変化の程度を的確に把握できる地点に設定します。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、高架構造物等の設置が完了する時期の冬至日とします。	1. 回避又は低減に係る評価 道路(嵩上式)の存在に係る日照阻害に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (13) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施 (建設機械の稼働)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 建設機械の稼働に伴う騒音により、重要な種等への著しい影響が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には、既存文献・資料によると、哺乳類で5種、鳥類で52種、爬虫類で2種、両生類で8種、魚類で22種、昆虫類及びクモ類で154種、その他無脊椎動物で37種が抽出されました(海産、汽水性のものを除く)。	1. 調査の手法 建設機械の稼働により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に対して、著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、騒音について調査します。	1. 予測の手法 建設機械の稼働により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に対して、著しい影響を及ぼすおそれがある場合は、その影響の程度を類似事例を参考に予測します。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工用道路等の設置並びに道路の存在に係る動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。
		工事の実施 (工事施工ヤード及び工用道路等の設置)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 工事施工ヤード及び工用道路等の設置により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。		1. 調査すべき情報 ・動物相の状況(脊椎動物及び昆虫類並びに貝類及び十脚甲殻類等) ・重要な種等の状況(生態、分布、生息の状況、生息環境の状況)	1. 予測の基本的な手法 重要な種等の生息地が消失・縮小する程度や重要な種等の移動経路が分断される程度を把握し、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。		
		土地又は工作物の存在及び供用 (道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 道路の存在により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。		2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・動物相の状況、重要な種等の分布及び生息の状況 現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。 ・重要な種等の生息環境の状況 現地踏査において目視確認する方法とします。	2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。		
				3. 調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。 ただし、行動圏が特に広い重要な種等については、必要に応じ適宜拡大します。	3. 予測対象時期等 予測対象時期は、事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大となるおそれのある時期とします。			
				4. 調査地点 ・動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 ・重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定します。				
				5. 調査期間等 ・動物相の状況 春夏秋冬の4季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期とします。 ・重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい時期に設定します。				

表 10.3-1 (14) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
植物	重要な種及び群落	工事の実施 (工事施工ヤード及び工事用道路等の設置)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、重要な種及び群落への影響が考えられます。	対象区域は台地・丘陵地及び低地によって構成されており、台地は雑木林や茶畑、宅地等として利用され、低地は広く水田として利用されており、既存文献・資料によると、102科361種の重要な種が抽出されました。 また、対象区域内の重要な植物群落として、国指定天然記念物の金生水沼沢植物群落があります。	1. 調査すべき情報 ・植物相（種子植物、シダ植物等）及び植生の状況 ・重要な種及び群落の状況（生態、分布、生育の状況、生育環境の状況） 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の分布、生育状況 現地踏査により、個体の目視、必要に応じ個体の採取により行います。 ・重要な種・群落の生育環境の状況 現地踏査により、目視確認することにより行います。 3. 調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から100m程度の範囲を目安とします。 4. 調査地点 ・植物相及び植生の状況 調査地域において、そこに生育する植物及び植生を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 ・重要な種及び群落の状況 重要な種・群落の生態を踏まえ、調査地域において、それらが生育する可能性が高い場所に地点又は経路を設定します。 5. 調査期間等 ・植物相の状況 春夏秋の3季実施することを基本とし、調査地域に生育する植物を確認しやすい時期とします。 ・植生の状況 春～秋にかけて1～2回程度実施することを基本とし、植物群落を確認しやすい時期とします。 ・重要な種及び群落の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生育の状況を確認しやすい時期とします。	1. 予測の基本的な手法 重要な種・群落の生育地が消失・縮小する区間及び程度を把握し、それらが重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、事業特性及び重要な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置並びに道路の存在に係る植物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用 (道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 道路の存在により、重要な種及び群落への影響が考えられます。					

表 10.3-1 (15) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。	対象区域の自然環境の類型区分は、「山地の樹林地」、「山地の水田」、「台地、丘陵地の樹林地」、「台地、丘陵地の耕作地」、「台地、丘陵地の水田」、「低地の樹林地」、「低地の水田」、「低地の草地」、「開放水域」、「市街地・その他」の10区分となります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 動植物その他の自然環境に係る概況 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況（生態、その他の動植物との食物連鎖上の関係及び共生の関係、分布、生息・生育の状況及び生息・生育環境の状況） <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。現地調査については、「動物」及び「植物」と同様とします。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度の範囲を目安とします。ただし、行動圏が特に広い重要な種等については、必要に応じ適宜拡大します。</p> <p>4. 調査地点</p> <ul style="list-style-type: none"> 動植物その他の自然環境に係る概況 <p>調査地域に生息・生育する動植物及び生息・生育基盤の概況を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 注目種・群集の状況 <p>注目種・群集の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息・生育する可能性が高い場所に調査地点又は経路を設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> 動植物その他の自然環境に係る概況 「動物」及び「植物」と同様とします。 注目種・群集の状況 <p>注目種・群集及びその生息・生育環境の状況を確認しやすい時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>道路構造並びに生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及び注目種・群集の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大となるおそれのある時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>工事施工ヤード及び工事用道路等の設置並びに道路の存在に係る生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。
	土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）		都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。道路の存在により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。					

表 10.3-1 (16) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用(道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。道路の存在により、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域は、主として鈴鹿川沿いの低地部に見られる田園景観で構成されています。都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には、主要な眺望点として鈴鹿フラワーパーク等、景観資源として鈴鹿山脈や水沢扇状地、伊勢の海県立自然公園等があります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点の状況 ・景観資源の状況 ・主要な眺望景観の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。現地調査については、「主要な眺望景観の状況」について、写真撮影により視覚的に把握します。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、都市計画対象道路の構造物等の見えが十分小さくなる距離(都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から3km程度の範囲を目安)を考慮して設定し、その範囲において主要な眺望点が分布する地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的關係及び都市計画対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点を設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、主要な眺望点の利用状況、景観資源の自然特性を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>主要な眺望点及び景観資源の改変については、都市計画対象道路事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握します。主要な眺望景観の変化については、フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により、眺望景観の変化の程度を把握します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、主要な眺望点及び景観資源の改変並びに主要な眺望景観の変化が生じる地域とします。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、都市計画対象道路の完成時において、主要な眺望点の利用状況、景観資源の自然特性を踏まえ、主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観への影響を明らかにする上で必要な時期を設定します。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>道路の存在による景観に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。</p>

表 10.3-1 (17) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	都市計画対象道路は、車線数 4、設計速度 80km/h の都市計画道路として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。道路の存在により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には、鈴鹿川サイクリングロードや鈴鹿青少年の森等の主要な人と自然との触れ合いの活動の場があります。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・触れ合い活動の場の概況 ・主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。現地調査は、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握するとともに、活動内容を把握します。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、都市計画対象道路が触れ合い活動の場の利用性の変化、快適性の変化を生じさせる範囲（都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から 500m 程度の範囲を目安）において、主要な触れ合い活動の場が分布する地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、触れ合い活動の場が存在する地点や都市計画対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な触れ合い活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点に設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な触れ合い活動の場の利用状況を踏まえ、それらを適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度や利用性・快適性の変化の程度を把握します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変や利用性・快適性の変化が生じる地域とします。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、都市計画対象道路事業の完成時において、主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変や利用性・快適性の変化が生じる地域とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>道路の存在に係る触れ合い活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じて他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表 10.3-1 (18) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所	工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の消失又は縮小が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域には、伊勢国府跡の一部、峯城跡、旧小林家住宅及び能褒野王塚古墳が存在します。	1. 調査すべき情報 ・史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるものの状況 ・埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。現地調査は、「史跡等の状況」について現地踏査による目視で行います。 3. 調査地域 都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺の区域とします。 4. 調査地点 調査地域における史跡等及び埋蔵文化財包蔵地等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とします。 5. 調査期間等 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間とします。	1. 予測の基本的な手法 史跡等及び埋蔵文化財包蔵地等について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行います。 2. 予測地域 調査地域のうち、環境影響を受けおそれがあると認められる地域とします。 3. 予測対象時期等 環境影響を的確に把握できる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、並びに道路の存在に係る史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、三重県環境影響評価技術指針を参考に選定しました。
土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）		道路の存在により、史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の消失又は縮小が考えられます。	鈴鹿市には中間処理施設が20箇所、最終処分施設が1箇所、亀山市には中間処理施設が6箇所存在します。	予測及び評価に必要な情報は、事業特性及び地域特性の把握により調査します。	1. 予測の基本的な手法 切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設副産物の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測します。 2. 予測地域 予測地域は、廃棄物等が発生する都市計画対象道路事業実施区域を基本とします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、廃棄物等の発生する期間とします。	1. 回避又は低減に係る評価 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。切土工等又は既存の工作物の除去による廃棄物等による影響が考えられます。					